

V 助成金受給のための提出書類

- 1 助成金を受給するためには、次表の書類が必要になります。
提出書類名が色文字になっているものについては、用紙を業務受託法人に用意しております。
- 2 認定申請、支給請求に当たっては、各申請書等の記入上の注意をお読みください。
- 3 次表の書類のほか、審査に当たって、他の関係書類を提出していただく場合があります。

(重度障害者等用住宅の新築助成金・通勤用バスの購入助成金・通勤用自動車の購入助成金の認定申請)

認定申請の手續に必要なとする書類	
提出書類	注意事項
1 障害者助成金受給資格認定申請書(6) (様式第506号)	
2 申請・請求明細書 (助添付様式第11号)	住宅の新築等の場合に添付
3 助成金(認定申請・支給請求)明細書(助添付様式第1号)	通勤用バス・自動車の購入の場合に添付
4 身体障害者手帳(写)、療育手帳(写)、精神障害者保健福祉手帳(写)等支給対象となる障害者の障害の種類、程度を証明するもの	
5 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写) 支給対象となる障害者で「週15時間以上20時間未満」の精神障害者の場合 ①雇用契約書(写) (「週15時間以上20時間未満」の記述のあるもの) ②タイムカード等出勤簿(写)又は支給対象となる障害者の賃金台帳(写) (週15時間以上20時間未満であることが確認できるもの)	・雇入れ予定者の場合は、第1回目の支給請求時に添付(認定時には、雇用契約書(写)・労働条件通知書(写)等、雇用予定日が確認できる書面を添付) ・安定所紹介の精神障害者の場合は、精神障害者保健福祉手帳(写)は不要 ・5の②については、直近の1カ月分 ・6は、支給対象障害者が重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である場合は不要、直近1カ月分 ・4の精神障害者保健福祉手帳(写)を添付した場合は7は不要 ・7を添付した場合は、4の精神障害者保健福祉手帳(写)は不要
6 支給対象となる障害者が平成19年10月1日以降に新規雇入れ又は週の所定労働時間に変更があった場合 ①雇用契約書(写) ②タイムカード等出勤簿(写)又は賃金台帳(写) (「週20時間以上30時間未満」であるか「30時間以上」であるかが確認できるもの)	
7 精神障害者社会適応訓練を受講した者は受講証明書(社会適応訓練を受講した精神障害者の場合)	
8 職場復帰のための職業リハビリテーションの措置を受けた者は障害者職業センターが本人に交付する利用証明書(中途精神障害者の場合)	・4の精神障害者保健福祉手帳(写)を添付した場合は不要 ・8を添付した場合は4の精神障害者保健福祉手帳は不要
9 雇用障害者の助成金認定・支給及び補充状況調査(助添付様式第2号)	
10 事業計画書(1)(助添付様式第3号)	下記(12)以外の申請の場合に添付 ・申請者が事業主団体の場合、このほかに団体の規約、「事業主の団体の構成員である事業主の概要」(助添付様式第6号)及び「助成対象障害者名簿」(助添付様式第7号)を追加添付
11 事業計画書(1)の添付書類 ①過去1年間の決算報告書(写) (法人でない場合は所得税確定申告書(写))	次の場合は、添付不要(ただし、申請事業主が社会福祉法人である場合は、添付) ①申請額が、450万円未満の場合 ②証券取引法(第24条)に基づく有価証券報告書を提出している会社
12 事業計画書(1-2)(助添付様式第5号)	申請額1,000万円を超えるもの、及び新規設立事業所の住宅の新築等であって、支給対象障害者数が10人以上をもって認定申請する場合に添付 ・申請者が事業主団体の場合、このほかに団体の規約、「事業主の団体の構成員である事業主の概要」(助添付様式第6号)及び「助成対象障害者名簿」(助添付様式第7号)を追加添付
13 事業計画書(1-2)(助添付様式第5号)の添付書類 ①過去3年間の決算報告書 法人でない場合は所得税確定申告書(写)及び財務諸表附属明細書(写)(税務署の受領印が押されたもの)を含む ②就業規則	証券取引法(第24条)に基づく有価証券報告書を提出している会社は不要

1 4 設置、整備に係る設計図書等（住宅の新築等助成金の場合に添付）	
施設の設置、整備に係る設計図書、設計内訳書（見積明細書（写））等	
<p>① 施設の新築、増築、改築等を行う場合</p> <p>イ 建築確認申請書(写)</p> <p>ロ 設計図書(次の実施設計図)・設計内訳書（見積書）</p> <p> a 建築意匠図</p> <p> 工事概要、付近見取図、特記仕様書、面積区分表、外部・内部仕上表、配置図、平面図、立立面、断面図、矩計図、平面図詳細図、展開図、建具表、外構図</p> <p> b 構造図</p> <p> 仕様書、地質柱状図(ボーリングデータ)、各状図、各軸組図、部材リスト</p> <p> c 電気設備図</p> <p> d 機械設備図</p> <p> (A4二つ折り製本図)</p> <p>注) ①特記仕様書は、最新の公共建築工事標準仕様書により作成すること。</p> <p> ②設計図書及び設計内訳書は、建築設計事務所が作成したものであること。</p>	<p>①認定申請の内容に応じて、左の書類のうち、施設の設置整備の内容が判る図面・写真・設計内訳書(見積明細書)</p> <p>②建築確認申請書(写)は、建築基準法により、建築確認を要する施設等を対象として申請する場合に添付</p> <p>③車椅子用トイレ、階段昇降機等の設置等を行う場合はそのカタログを添付</p> <p>④施設の増築、改築、移築又は改造等の場合、現状の建物の写真及び図解による当該計画の説明書を添付</p> <p>⑤新築及び移築の場合は、新築又は移築先の敷地の状況がわかる写真等を添付</p> <p>⑥上記④、⑤の写真は、隣地の建物の位置、敷地の勾配等が判る</p>
<p>② 改修（トイレの造作、床面の平坦化、軒先の作業場の造作及びスロープの造作等）を行う場合</p> <p>イ 造作箇所・造作物の平面図</p> <p>ロ 車椅子用トイレ、昇降機等の設置等を行う場合はそのカタログを添付（昇降機の場合で、建築確認申請を実施する必要がある場合は確認通知書写し）</p> <p>ハ 現状の写真（多方向から撮影され、工事内容と突合ができるものであること。）</p>	<p>左の書類のうち①の造作箇所・造作物の平面図については、以下の要件が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平面図は見積書記載事項との突合及び面積が判る図面であること。 ・トイレの造作の場合は、平面図に天井高さを記載のこと。 ・作業場の造作、スロープの造作等で庇を架ける場合は断面図が必要（市販の庇を設置する場合はカタログによることができる。） ・自動ドアの造作等の場合は展開図が必要。
③ 設計図書の添付書類	
イ 建築確認通知書（写）一式	建築基準法により建築確認を要する施設等を対象として申請する場合に添付
ロ 土地登記簿謄本	申請内容が施設の購入、新築、増築、改築又は移築の場合に必要
ハ 既存建物登記簿謄本	申請内容が施設の増築、改築又は移築（建物の一部を取りこわして改築又は移築する場合に限る。）の場合に必要
ニ 労働者入居配置図	
ホ 賃貸借契約書（写）及び所有者の改造等承諾書（写）	申請内容が賃貸住宅の改造の場合に必要
1 5 見積明細書（写）	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤用バス・自動車の購入の場合に添付 ・本体価格、付属品等の内訳、消費税の有無を記載のこと
1 6 自動車運転免許証（写）	自動車の購入の場合に添付
1 7 カタログ及び価格表	通勤用バス・自動車の購入の場合に添付
1 8 国等の公共機関から補助金等を受ける場合は補助金等の対象項目別補助額を記載した補助金等申請書（写）又は決定通知書（写）	決定していない場合は、支給請求時に添付

(重度障害者等用住宅の新築助成金・通勤用バスの購入助成金・通勤用自動車の購入助成金の支給請求)

支給請求の手续に必要とする書類	
提出書類	注意事項
1 障害者助成金支給請求書(3) (様式第523号)	
2 申請・支給請求明細書 (助添付様式第11号)	住宅の新築等に場合に添付
3 支払内訳明細書 (助添付様式第21号)	住宅の新築等に場合に添付
4 助成金 (認定申請・支給請求) 明細書 (助添付様式第1号)	通勤用バス・自動車の購入の場合に添付
5 身体障害者手帳(写)、療育手帳(写)、精神障害者保健福祉手帳(写)等支給対象となる障害者の障害の種類、程度を証明するもの	
6 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写) 支給対象となる障害者で「週15時間以上20時間未満」の精神障害者の場合 ①雇用契約書(写) (「週15時間以上20時間未満」の記述のあるもの) ②タイムカード等出勤簿(写)又は賃金台帳(写) (週15時間以上20時間未満であることが確認できるもの) (直近の1カ月分)	・認定申請時に雇入れ予定であった者のみ添付 ・安定所紹介の精神障害者の場合は、精神障害者保健福祉手帳(写)は不要 ・7は、支給対象障害者が重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である場合は不要 ・住宅の新築等、通勤用バスの購入の場合で、5の精神障害者保健福祉手帳(写)を添付した場合は8は不要 ・住宅の新築等、通勤用バスの購入の場合で、8を添付した場合は、4の精神障害者保健福祉手帳(写)は不要
7 支給対象となる障害者が平成19年10月1日以降に新規雇入れ又は週の所定労働時間に変更があった場合 ①雇用契約書(写) ②タイムカード等出勤簿(写)又は賃金台帳(写) (「週20時間以上30時間未満」であるか「30時間以上」であるかが確認できるもの) (直近の1カ月分)	
8 精神障害者社会適応訓練を受講した者は受講証明書(社会適応訓練を受講した精神障害者の場合)	
9 障害者雇用状況 (助添付様式第18号)	
10 設計図書等住宅の新築等に係る書類 ①住民票謄本(写) (本籍、住民票コード省略) ②労働者入居配置図	認定申請時と同一の場合は不要
③建物登記簿謄本	申請内容が住宅の購入、新築、増築、改築又は移築の場合に必要
④竣工図面	①申請書添付の図面に対する竣工図面であること。 ②申請内容が改修(トイレの造作、床面の平坦化、軒先の作業場の造作及びスロープの造作等)を行う場合であって、工事内容に変更がない場合は不要。
⑤検査済証(写)	建築基準法により建築確認を要する住宅を対象として申請した場合に必要
⑥工事写真(竣工写真を含む)	
⑦工事請負契約書(写)及び設計監理委託契約書(写)	設計監理委託契約書(写)は、設計監理費用を申請して認定された場合に必要
⑧購入の場合は、売買契約書(写)又は請書(写)	
⑨請求書(写)・請求明細書(工事費請求内訳書)(写)	
11 住宅が事業附属寄宿舎に該当する場合は、労働基準法第95条第1項の届出(写)及び同法第96条の2第1項の適用を受ける場合にあっては、同項の規定による届出(写)	
12 通勤用バス・自動車の購入に係る書類 ①設置写真	全体、改造部分、ナンバープレートを確認できるもの
②自動車車検証(写)	
③自動車運転免許証(写)	免許証の更新が行われた場合、「免許の条件」が変更された場合に添付
④売買契約書(写)又は請書(写)	
⑤請求書(写)・請求明細書(写)	
13 支払い書類	次の①～⑤のいずれかを添付
①銀行振り込みによる場合 銀行振込金受取書(写)及び振込明細表(写) ②銀行振り込みによらない場合 a 小切手による支払いの場合 ・小切手発行控(写)、当座勘定照合表(写)及び領収書(写) b 手形(自社発行手形に限る。)による支払いの場合 ・発行手形(写)、当座勘定照合表(写)及び領収書(写) c 現金による支払いの場合 ・原本証明された現金出納簿(写)及び領収書(写) d 銀行口座引き落としの場合 ・通帳の表紙及び当該部分のページ並びに第1回目の支給請求時のみ口座引き落としに関する e ファクタリング等(支払い代行会社による支払いを含む。)による支払いの場合 ・支払い代行会社との当該行為に関する契約書(写) ・支払い代行会社が支給請求者の契約相手先に支払った銀行振り込み受取書等及び支給請求者が支払い代行会社に当該決裁費用を支払ったことを証明する銀行振り込み受取書等	左記②の場合にあって、左記に記載する書類(領収書(写)のみでは不可)のすべてが整備できないと機構が認める場合は、当該整備できない書類に代えて助添付様式第60号「領収証明願書」によることができる。
14 国等の公共機関から補助金等を受ける場合は、補助金等の対象項目別補助額を記載した補助金等申請書(写)又は決定通知書(写)	

(指導員の配置助成金、通勤用バス運転従事者の委嘱助成金、通勤援助者の委嘱助成金の認定申請)

認定申請の手続に必要とする書類	
提出書類	注意事項
1 障害者助成金受給資格認定申請書(10) (様式第510号)	
2 身体障害者手帳(写)、療育手帳(写)、精神障害者保健福祉手帳(写)等支給対象となる障害者の障害の種類、程度を証明するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・雇い入れ予定者の場合は、第1回目の支給請求時に添付(認定時には、雇用契約書(写)・労働条件通知書(写)等、雇用予定日が確認できる書面を添付) ・安定所紹介の精神障害者の場合は、精神障害者保健福祉手帳(写)は不要 ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写)は配置される指導員についても添付
雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写) 支給対象となる障害者で「週15時間以上20時間未満」の精神障害者の場合 ①雇用契約書(写) (「週15時間以上20時間未満」の記述のあるもの) ②タイムカード等出勤簿(写)又は支給対象となる障害者の賃金台帳(写)	
支給対象となる障害者が平成19年10月1日以降に新規雇い入れ又は週の所定労働時間に変更があった場合 ①雇用契約書(写) ②タイムカード等出勤簿(写)又は賃金台帳(写) (「週20時間以上30時間未満」であるか「30時間以上」であるかが確認できるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・3の②については、直近の1か月分4は、支給対象障害者が重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である場合は不要、直近1か月分、配置される指導員についても添付 ・2の精神障害者保健福祉手帳(写)を添付した場合は5は不要 ・5を添付した場合は、2の精神障害者保健福祉手帳(写)は不要
5 精神障害者社会適応訓練を受講した者は受講証明書(社会適応訓練を受講した精神障害者の場合)	
6 職場復帰のための職業リハビリテーションの措置を受けた者は障害者職業センターが本人に交付する利用証明書(中途精神障害者の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・2の精神障害者保健福祉手帳(写)を添付した場合は不要 ・6を添付した場合は2の精神障害者保健福祉手帳は不要
7 事業計画書(12)(助添付様式第52号)	指導員の配置の場合に添付
8 通勤用バス運転従事者、通勤援助者の委嘱契約書(写)又は(案)	・委嘱契約書(案)の場合は、第1回目の支給請求時に委嘱契約書(写)を添付
9 自動車運転免許証(写)	バスの運転に従事する者の委嘱の場合に添付
10 就業規則、賃金規程	<ul style="list-style-type: none"> ・指導員の配置の場合に添付 ・時間外割増賃金の基礎となる賃金が明記されていない場合はそれを証明するもの
11 指導員及び支給対象となる障害者の入居配置図	指導員の配置の場合に添付
12 指導員を配置する住宅が、事業附属寄宿舎に該当する場合は、労働基準法第95条第1項の届出(写)及び同法第96条の2第1項の適用を受ける場合にあっては、同項の規定による届出(写)	指導員の配置の場合に添付
13 通勤用バスの車検証(写)、通勤用バスのカタログ等	特別の構造、配慮した設備の内容が確認できるもの
14 国等の公共機関から補助金等を受ける場合は補助金等の対象項目別補助額を記載した補助金等申請書(写)又は決定通知書(写)	決定していない場合は、支給請求時に添付
15 過去1年間の決算報告書(写)	申請事業主が社会福祉法人の場合に添付

(指導員の配置助成金、通勤用バス運転従事者の委嘱助成金、通勤援助者の委嘱助成金の支給請求)

支給請求の手續に必要なとする書類	
提出書類	注意事項
1 障害者助成金支給請求書 ○請求書(32) 指導員の配置用(様式第532号) ○請求書(33) 通勤用バス運転従事者の委嘱用(様式第533号) ○請求書(33) 通勤援助者の委嘱用(様式第533号)	
2 障害者雇用状況(助添付様式第18号)	
3 助成金の支給請求対象期間に係る指導員の貸金台帳(写)	・指導員の配置の場合に添付 ・原則として貸金台帳とするが、貸金明細書(写)でも差し支えない
4 貸金を支払ったことを証明する書類(写) ○銀行振込金受取書(写) ○振込でない場合は受領印のある貸金台帳等(写)	指導員の配置の場合に、第1回目の支給請求対象期間の最終つきのみ添付
5 費用を支払ったことを証明する書類(写) ①銀行振込金受取書(写) ②貸金台帳等に貸金の受領印のあるもの(写)(銀行振込によらない場合) ③領収書(写)(銀行振込によらない場合)	・通勤用バス運転従事者及び通勤援助者の委嘱の場合に添付 ・領収書(写)添付の場合は、第1回目の支給請求対象期間の最終月に支払った額が記載されている現金出納簿(写・原本証明付与)等を添付
6 身体障害者手帳(写)、療育手帳(写)、精神障害者保健福祉手帳(写)等支給対象となる障害者の障害の種類、程度を証明するもの	
7 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写) 支給対象となる障害者で「週15時間以上20時間未満」の精神障害者の場合 ①雇用契約書(写)(「週15時間以上20時間未満」の記述のあるもの) ②タイムカード等出勤簿(写)又は貸金台帳(写)(週15時間以上20時間未満であることが確認できるもの)(支給請求対象期間の最終月分)	・雇入れ予定者の場合は、第1回目の支給請求時に添付 ・安定所紹介の精神障害者の場合は、精神障害者保健福祉手帳(写)は不要 ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写)は配置される指導員についても添付 ・8は、支給対象障害者が重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である場合は不要、直近1カ月分、配置される指導員についても添付 ・6の精神障害者保健福祉手帳(写)を添付した場合は9は不要 ・9を添付した場合は6の精神障害者保健福祉手帳(写)は不要
8 支給対象となる障害者が平成19年10月1日以降に新規雇入れ又は週の所定労働時間に変更があった場合 ①雇用契約書(写) ②タイムカード等出勤簿(写)又は貸金台帳(写)(「週20時間以上30時間未満」であるか「30時間以上」であるかが確認できるもの)(支給対象請求期間の最終月分)	
9 精神障害者社会適応訓練を受講した者は受講証明書(社会適応訓練を受講した精神障害者の場合)	
10 就業規則、賃金規程	指導員の配置の場合で、変更があった場合にのみ添付(就業規則に1月の所定労働時間が明記されていない場合はそれを証明するものを添付)
11 通勤用バス運転従事者、通勤援助者の委嘱契約書(写)	・第1回目又は変更になったときの支給請求書に添付 ・認定申請時に(写)を添付した場合は不要
12 国等の公共機関から補助金等を受ける場合は、補助金等の対象項目別補助額を記載した補助金等申請書(写)又は決定通知書(写)	
13 通勤援助に要する交通費(回数券又は定期券)の支払いを証明する書類 ○領収書及び定期券(写) ○領収書及び回数券交付簿(交付年月日、利用区間、金額、交付枚数の記録と通勤援助者の氏名及び押印のあるもの)	

(重度障害者等用住宅の賃借助成金、駐車場の賃借助成金の認定申請)

認定申請の手續に必要とする書類	
提出書類	注意事項
1 障害者助成金受給資格認定申請書 ○住宅の賃借用(様式第507号) ○駐車場の賃借用(様式第508号)	
2 身体障害者手帳(写)、療育手帳(写)、精神障害者保健福祉手帳(写)等支給対象となる障害者の障害の種類、程度を証明するもの	
3 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写) 支給対象となる障害者で「週15時間以上20時間未満」の精神障害者の場合 ①雇用契約書(写)(「週15時間以上20時間未満」の記述のあるもの) ②タイムカード等出勤簿(写)又は支給対象となる障害者の賃金台帳(写)(週15時間以上20時間未満であることが確認できるもの)	・雇入れ予定者の場合は、第1回目の支給請求時に添付(認定時には、雇用契約書(写)・労働条件通知書(写)等、雇用予定日が確認できる書面を添付) ・安定所紹介の精神障害者の場合は、精神障害者保健福祉手帳(写)は不要 ・3の②については、直近の1カ月分 ・4は、支給対象障害者が重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である場合は不要、直近1カ月分 ・2の精神障害者保健福祉手帳(写)を添付した場合は5は不要 ・5を添付した場合は、2の精神障害者保健福祉手帳(写)は不要
4 支給対象となる障害者が平成19年10月1日以降に新規雇入れ又は週の所定労働時間に変更があった場合 ①雇用契約書(写) ②タイムカード等出勤簿(写)又は賃金台帳(写)(「週20時間以上30時間未満」であるか「30時間以上」であるかが確認できるもの)	
5 精神障害者社会適応訓練を受講した者は受講証明書(社会適応訓練を受講した精神障害者の場合)	
6 職場復帰のための職業リハビリテーションの措置を受けた者は障害者職業センターが本人に交付する利用証明書(中途精神障害者の場合)	・2の精神障害者保健福祉手帳(写)を添付した場合は不要 ・6を添付した場合は2の精神障害者保健福祉手帳は不要
7 雇用障害者の助成金認定・支給及び補充状況調査(助添付様式第2号)	住宅の賃借の場合に添付
8 賃貸借契約書(写)又は案	・契約書(案)の場合は、第1回目の支給請求時に賃貸借契約書(写)を添付 ・契約書(写)には、契約書締結時に宅地建物取引業者の取引主任者の押印がある重要事項説明書(写)を添付のこと。
9 賃借する住宅全体の付近見取図、平面図及び賃借部分の間取図	
10 住民票謄本(写)(世帯全体。本籍、住民票コード省略)	・住宅の賃借で世帯用の場合に添付(続柄の記載のあるもの) ・認定申請時に未入居の場合は、第1回目の支給請求時に添付
11 住宅・駐車場貸与承認書(助添付様式第22号)	雇入れ予定者の場合は、第1回目の支給請求時に添付
12 賃借する住宅が、事業附属寄宿舎に該当する場合は、労働基準法第95条第1項の届出(写)及び同法第96条の2第1項の適用を受ける場合にあっては、同項の規定による届出(写)	住宅の賃借の場合に添付
13 駐車場の付近見取図、配置図、平面図	・駐車場の賃借の場合に添付 ・事務所又は自宅と駐車場の位置が確認できるもの
14 自動車運転免許証(写)	駐車場の賃借の場合に添付
15 国等の公共機関から補助金等を受ける場合は補助金等の対象項目別補助額を記載した補助金等申請書(写)又は決定通知書(写)	決定していない場合は、支給請求時に添付
16 過去1年間の決算報告書(写)	申請事業主が社会福祉法人の場合に添付

(重度障害者等用住宅の賃借助成金、駐車場の賃借助成金の支給請求)

支給請求の手續に必要なとする書類	
提出書類	注意事項
1 障害者助成金支給請求書(14) (様式第536号)	
2 賃貸借契約書 (写)	認定申請時に(案)であった場合のみ第1回目の支給請求時に添付
3 身体障害者手帳(写)、療育手帳(写)、精神障害者保健福祉手帳(写)等支給対象となる障害者の障害の種類、程度を証明するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・認定申請時に雇入れ予定であった者のみ第1回目の支給請求時に添付 ・安定所紹介の精神障害者の場合は、精神障害者保健福祉手帳(写)は不要 ・5は、支給対象障害者が重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である場合は不要 ・3の精神障害者保健福祉手帳(写)を添付した場合は6は不要 ・6を添付した場合は、3の精神障害者保健福祉手帳(写)は不要
4 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写) 支給対象となる障害者で「週15時間以上20時間未満」の精神障害者の場合 ①雇用契約書(写) (「週15時間以上20時間未満」の記述のあるもの) ②タイムカード等出勤簿(写)又は賃金台帳(写) (週15時間以上20時間未満であることが確認できるもの) (支給請求対象期間の最終月分)	
5 支給対象となる障害者が平成19年10月1日以降に新規雇入れ又は週の所定労働時間に変更があった場合 ①雇用契約書(写) ②タイムカード等出勤簿(写)又は賃金台帳(写) (「週20時間以上30時間未満」であるか「30時間以上」であるかが確認できるもの) (支給請求対象期間の最終月分)	
6 精神障害者社会適応訓練を受講した者は受講証明書(社会適応訓練を受講した精神障害者の場合)	
7 支払い書類 ①銀行振り込みによる場合 銀行振込金受取書(写)及び振込明細表(写) ②銀行振り込みによらない場合 a 小切手による支払いの場合 ・小切手発行控(写)、当座勘定照合表(写)及び領収書(写) b 手形(自社発行手形に限る。)による支払いの場合 ・発行手形(写)、当座勘定照合表(写)及び領収書(写) c 現金による支払いの場合 ・原本証明された現金出納簿(写)及び領収書(写) d 銀行口座引き落としの場合 ・通帳の表紙及び当該部分のページ並びに第1回目の支給請求時のみ口座引き落としに関する協定書等(写) e ファクタリング等(支払い代行会社による支払いを含む。)による支払いの場合 ・支払い代行会社との当該行為に関する契約書(写) ・支払い代行会社が支給請求者の契約相手先に支払った 銀行振り込み受取書等及び支給請求者が支払い代行会社に当該決裁費用を支払ったことを証明する銀行振り込み受取書等	左記②の場合にあつて、左記に記載する書類(領収書(写)のみでは不可)のすべてが整備できないと機構が認める場合は、当該整備できない書類に代えて助添付様式第60号「領収証明願書」によることができる。
8 住宅・駐車場貸与承認書(助添付様式第22号)	<ul style="list-style-type: none"> ・認定申請時に雇入れ予定であった者のみ第1回目の支給請求時に添付 ・障害者からの徴収金額に変更があった場合又は賃借場所に変更があった場合に添付
9 自動車検査証(写)	駐車場の賃借の場合、第1回目の支給請求時に添付
10 国等の公共機関から補助金等を受ける場合は、補助金等の対象項目別補助額を記載した補助金等申請書(写)又は決定通知書(写)	認定申請時に添付した場合は不要

(住宅の手当支払助成金の認定申請)

認定申請の手に必要とする書類	
提出書類	注意事項
1 障害者助成金受給資格認定申請書(9) (様式第509号)	
2 身体障害者手帳(写)、療育手帳(写)、精神障害者保健福祉手帳(写)等支給対象となる障害者の障害の種類、程度を証明するもの	
雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写) 支給対象となる障害者で「週15時間以上20時間未満」の精神障害者の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・雇入れ予定者の場合は、第1回目の支給請求時に添付(認定時には、雇用契約書・労働条件通知書(写)等、雇用予定日が確認できる書面を添付) ・安定所紹介の精神障害者の場合は、精神障害者保健福祉手帳(写)は不要 ・3の②については、直近の1カ月分 ・4は、支給対象障害者が重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である場合は不要、直近1カ月分 ・2の精神障害者保健福祉手帳(写)を添付した場合は5は不要 ・5を添付した場合は、2の精神障害者保健福祉手帳(写)は不要
3 ①雇用契約書(写) (「週15時間以上20時間未満」の記述のあるもの) ②タイムカード等出勤簿(写)又は支給対象となる障害者の賃金台帳(写) (週15時間以上20時間未満であることが確認できるもの)	
支給対象となる障害者が平成19年10月1日以降に新規雇入れ又は週の所定労働時間に変更があった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・2の精神障害者保健福祉手帳(写)を添付した場合は不要 ・6を添付した場合は2の精神障害者保健福祉手帳(写)は不要
4 ①雇用契約書(写) ②タイムカード等出勤簿(写)又は賃金台帳(写) (「週20時間以上30時間未満」であるか「30時間以上」であるかが確認できるもの)	
5 精神障害者社会適応訓練を受講した者は受講証明書(社会適応訓練を受講した精神障害者の場合)	
6 職場復帰のための職業リハビリテーションの措置を受けた者は障害者職業センターが本人に交付する利用証明書(中途精神障害者の場合)	
7 支給対象となる障害者が居住する住宅の賃貸借契約書(写)又は案	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書(案)の場合は、第1回目の支給請求時に賃貸借契約書(写)を添付
8 就業規則、賃金規程	
9 国等の公共機関から補助金等を受ける場合は補助金等の対象項目別補助額を記載した補助金等申請書(写)又は決定通知書(写)	決定していない場合は、支給請求時に添付
10 過去1年間の決算報告書(写)	申請事業主が社会福祉法人の場合に添付

(住宅の手当支払助成金の支給請求)

支給請求の手に必要とする書類	
提出書類	注意事項
1 障害者助成金支給請求書(13) (様式第535号)	
2 賃金台帳(写)	
3 身体障害者手帳(写)、療育手帳(写)、精神障害者保健福祉手帳(写)等支給対象となる障害者の障害の種類、程度を証明するもの	
雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写) 支給対象となる障害者で「週15時間以上20時間未満」の精神障害者の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・認定申請時に雇入れ予定であった者のみ第1回目の支給請求時に添付 ・安定所紹介の精神障害者の場合は、精神障害者保健福祉手帳(写)は不要 ・5は、支給対象障害者が重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である場合は不要 ・3の精神障害者保健福祉手帳(写)を添付した場合は6は不要 ・6を添付した場合は、3の精神障害者保健福祉手帳(写)は不要
4 ①雇用契約書(写) (「週15時間以上20時間未満」の記述のあるもの) ②タイムカード等出勤簿(写)又は賃金台帳(写) (週15時間以上20時間未満であることが確認できるもの) (支給請求対象期間の最終月分)	
支給対象となる障害者が平成19年10月1日以降に新規雇入れ又は週の所定労働時間に変更があった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・5は、支給対象障害者が重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である場合は不要 ・3の精神障害者保健福祉手帳(写)を添付した場合は6は不要 ・6を添付した場合は、3の精神障害者保健福祉手帳(写)は不要
5 ①雇用契約書(写) ②タイムカード等出勤簿(写)又は賃金台帳(写) (「週20時間以上30時間未満」であるか「30時間以上」であるかが確認できるもの) (支給請求対象期間の最終月分)	
6 精神障害者社会適応訓練を受講した者は受講証明書(社会適応訓練を受講した精神障害者の場合)	
賃金を支払ったことを証明する書類(写) ①銀行振込金受取書(写) ②銀行振込によっていない場合は、賃金台帳等に賃金の受領印のあるものの写し	第1回目の支給請求期間の最終月のみ添付
次の①又は②のいずれかの書類 ①支給対象障害者が賃借料を支払った証拠書類(家賃領収書(写)又は銀行振込受取書(写)) ②社内で、住宅手当の支給について決定する時に、稟議している場合は、当該稟議書(写)及び当該稟議について規定している規定等(写)	原則として、第1回目の支給請求書に添付。賃借料を支払った証拠書類は、当該請求期間の最終月の手当の支払いに係るものを添付(第1回目の支給請求書に添付できた場合は、以降の支給請求書には添付を要さないこと。)
9 国等の公共機関から補助金等を受ける場合は、補助金等の対象項目別補助額を記載した補助金等申請書(写)又は決定通知書(写)	認定申請時に添付した場合は不要

お問い合わせ

☆ 助成金を受給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。
助成金の詳しい内容につきましては、左記までお問い合わせください。

助成金については当機構ホームページでも情報提供しております。
(機構ホームページ <http://www.jeed.or.jp/>)

(H22.5)